

■松田町自治基本条例の原案・会長素案対照表

原 案	会長素案
第1章 総則	第1章 総則
<p>(目的) 第1条 この条例は、松田町における自治の基本理念を定めるとともに、町民の役割及び責務並びに町長等及び議会の役割及び責務を定め、松田町町民憲章（平成元年5月15日制定）が掲げるまちづくりの推進を目的とします。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、松田町における自治の基本理念を定めるとともに、町民の役割及び責務並びに町長等及び議会の役割と責務を定め、松田町町民憲章（平成元年5月15日制定）が掲げるまちづくりの推進を目的とします。</p>
<p>(条例の位置付け) 第2条 この条例は、松田町における最高規範であり、町民、議会及び町長等は条例に定める事項を最大限に尊重します。 2 議会及び町長等は、他の条例、規則等の制定や改正、廃止又はまちづくりに関する計画の立案や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図らなければなりません。</p>	<p>(条例の位置付け) 第2条 この条例は、松田町における最高規範であり、町民、議会及び町長等は条例に定める事項を最大限に尊重します。 2 議会及び町長等は、他の条例、規則等の制定や改正、廃止又はまちづくりに関する計画の立案や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図らなければなりません。</p>
<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 町民 町民とは次に掲げるものをいいます。 ア 住民(松田町内に住所を有する者をいう。) イ 町内に存する事務所または事業所を有する個人又は団体 ウ 町内に存する事務所または事業所に勤務する者 エ 町内に存する学校等に在学する者 オ 町内において活動する個人または団体 (2) 自治会 町内の一定の地域の住民による地縁に基づいて形成された団体をいいます。 (3) 議会 松田町議会のことをいいます。 (4) 町 普通地方公共団体としての松田町をいいます。 (5) 町長等 町長（水道事業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (6) まちづくり 松田町民憲章に定める事項の実現に向けた活動をいいます。 (7) 協働 まちづくりに関わる者が相互に対等な立場で連携・協力することをいいます。 (8) 参加 まちづくりの企画立案から、町民自らの意思に基づき関わる活動をいいます。</p>	<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 町民 <u>町内に居住する者、町内に通勤する者、町内に通学する者並びに町内で事業及び活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。</u> (2) 自治会 町内の一定の地域の住民による地縁に基づいて形成された団体をいいます。 (3) 議会 松田町議会のことをいいます。 (4) 町 普通地方公共団体としての松田町をいいます。 (5) 町長等 町長（水道事業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (6) まちづくり 松田町民憲章に定める事項の実現に向けた活動をいいます。 (7) 参加 まちづくりの企画立案から、町民自らの意思に基づき関わる活動をいいます。</p>
第2章 自治の基本理念	第2章 自治の基本理念
<p>(自治の基本理念) 第4条 町政は、町民の信託に基づくものであることを基本とし、町民、議会及び町長等が相互に協力して、町民主体の自治の確立を目指します。</p>	<p>(自治の基本理念) 第4条 町は、主権者である町民の自発的な責任ある意思と行動によりつくられるものであり、その町政は町民の信託に基づき、町民の意思を反映した運営を行うとともに、<u>町民、議会及び町長等は相互に協力して、町民主体の自治の確立を目指します。</u></p>
第3章 まちづくりの基本原則	第3章 まちづくりの基本原則
<p>(情報共有の原則) 第5条 町民、議会及び町長等は、みんなで力をあわせてまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とします。</p>	<p>(情報共有の原則) 第5条 町民、議会及び町長等は、みんなで力をあわせてまちづくりを実現するために必要な情報を共有することを原則とします。</p>
<p>(参加の原則) 第6条 町民は、町政に自らの意思に基づき参加をすることを原則とし、町長等は町民のまちづくりへの参加の機会を保障するものとします。</p>	<p>(参加の原則) 第6条 町民は、自らの意思に基づきまちづくりに参加することを原則とします。 2 町長等は、<u>政策の企画立案、実施、評価及び見直しの各段階において、町民の参加を推進するとともに、参加の制度を常に見直しかつ拡充しなければなりません。</u></p>
<p>(協働の原則) 第7条 町民、議会及び町長等は、第4条に定める理念を実現するため、相互認識のもと協働してまちづくりを進めることを原則とします。</p>	<p>(協働の原則 or 連携協力の原則) 第7条 町民、議会及び町長等は、<u>相互に連携、協力してまちづくりを進めることを原則とします。</u></p>

原 案	会長素案
第4章 役割と責務	第4章 役割と責務
<p>(町民の役割と責務) 第8条 町民は、まちづくりの担い手であることを自覚するとともに、互いを尊重して町政に参加するものとします。 2 町民は、町政に関する認識を深め、議会及び町長等と協働してまちづくりに取り組むものとします。 3 町民は、町政の参加にあたっては、他の人の意見や活動等を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。 4 町民は、町政運営に伴う負担を適正に負担するものとします。</p>	<p>(町民の役割と責務) 第8条 町民は、<u>年齢を問わずまちづくりに参加する権利を持つとともに、自らの発言と行動に責任を持ち、それぞれが持つ能力と時間を用いて、積極的にまちづくりに参加するものとします。</u></p>
<p>(事業者の役割と責務) 第9条 事業者（町内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営むものをいいます。次項において同じです。）は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、良好な地域社会の実現に寄与するものとします。 2 事業者は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用の確保に努めるとともに、持てる資源を生かして、地域社会の発展に寄与するものとします。</p>	<p>(事業者の役割と責務) 第9条 事業者（町内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む者をいいます。）は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、<u>まちづくりに寄与するものとします。</u></p>
<p>(議会の責務) 第10条 議会は、町民から選出される議員で構成される松田町の議決機関であることを認識して、町の政策形成に努め、町政運営を監視するとともに、町民の信託に応えるものとします。 2 議会は、町民自治によるまちづくりを推進するため、審議、政策立案等に当たり、町民の意思が町政に反映されるものとします。 3 議会は、町民への説明責任を果たし、及び開かれた議会を運営するため、議会活動に関する情報を町民に積極的に提供するものとします。</p>	<p>(議会の責務) 第10条 議会は、<u>町民の代表として選出された議員で構成される町の議決機関であることを認識して、町の政策の意思決定や行政活動の監視並びに政策提言等の役割を行使しなければなりません。</u> 2 議会は、<u>町民の町政に対する関心と参加意欲を高めるため、議会審議に関する情報や町政の課題等を町民に積極的に公開し、町民に対する議会の説明責任を果たさなければなりません。</u></p>
<p>(議員の責務) 第11条 議員は、町民の負託に応え、前条に定める議会の責務を果たすため、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。 2 議員は、地域の課題及び町民の意見を把握し、これを政策形成及び議会の審議に反映させなければなりません。</p>	<p>(議員の責務) 第11条 議員は、町民の負託に応え、前条に定める議会の責務を果たすため、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。 2 議員は、地域の課題及び町民の意見を把握し、これを政策形成及び議会審議に反映させなければなりません。</p>
<p>(町長等の責務) 第12条 町長等は、自治の基本理念に基づき、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。 2 町長等は、町民自治によるまちづくりを推進するため、町民の意思を把握し、町政運営に反映させるよう努めなければなりません。</p>	<p>(町長等の責務) 第12条 町長等は、<u>この条例で定める自治の基本理念やまちづくりの基本原則に基づいて、誠実かつ公正に町政を運営しなければなりません。</u> 2 町長等は、町民自治によるまちづくりを推進するため、<u>町民との交流又は対話の機会を設けて町民の意思を把握し、町政に反映させるように努めなければなりません。</u></p>
<p>(職員の責務) 第13条 職員は、町民の立場に立ち、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力等を身に付けるよう努めなければなりません。</p>	<p>(職員の責務) 第13条 職員は、<u>自治の基本理念やまちづくりの基本原則に基づいて、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。</u> 2 職員は、<u>職務遂行に必要な能力の向上に努めなければなりません。</u></p>

原 案	会長素案
第5章 行政運営	第5章 行政運営
(行政運営の基本) 第14条 町長等は、効率的で公正かつ透明性の高い町政運営を行わなければなりません。	(行政運営の基本) 第14条 町長等は、 <u>町の将来的な展望に立ち</u> 、効率的で公正かつ透明性の高い町政運営を行わなければなりません。
(総合計画) 第15条 町長等は、総合的かつ計画的な行政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、効果的かつ効率的に町の施策を推進しなければなりません。 2 町長等は、総合計画の進行管理を行い、その状況を分かりやすく公表しなければなりません。	(総合計画) 第15条 町長は、 <u>まちづくりの総合的かつ計画的な方針を定めた計画</u> （以下「総合計画」といいます。）を議会の議決を経て策定しなければなりません。 2 <u>町長は、総合計画の策定にあたり、町民の意見を反映した内容とするため、その策定過程に町民の参加の機会を設けなければなりません。</u> 3 町長は、 <u>総合計画を町民に周知するとともに、その進行管理を適切に行い</u> 、その状況を分かりやすく公表しなければなりません。
(財政運営) 第16条 町長等は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。 2 町長等は、予算、決算その他財務状況について、分かりやすく公表しなければなりません。	(財政運営) 第16条 町長は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。 2 町長は、予算、決算その他財務状況について、分かりやすく公表しなければなりません。
(行政評価) 第17条 町長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するとともに、行政の透明性を高めるため、行政評価を実施しなければなりません。 2 町長等は、行政評価の結果を町民に公表するとともに、施策等への反映に努めなければなりません。	(行政評価) 第17条 町長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するとともに、行政の透明性を高めるため、行政評価を実施しなければなりません。 2 町長等は、行政評価の結果を町民に公表するとともに、 <u>施策等の見直しや予算編成に反映させるように努めなければなりません。</u>
(説明責任及び応答責任) 第18条 町長等は、政策の立案、実施及び評価の各過程において、町民に分かりやすく説明するとともに、町民からの意見及び質問に対し、丁寧かつ適切に対応しなければなりません。	(説明責任及び応答責任) 第18条 町長等は、政策の立案、実施、 <u>評価及び見直し</u> の各過程において、町民に分かりやすく説明するとともに、町民からの意見及び質問に対し、丁寧かつ適切に対応しなければなりません。
(パブリックコメント) 第19条 町長等は、重要な計画の策定及び条例の策定等に際し、当該計画、条例の案等を公表し、広く町民の意見を聴く手続をとらなければなりません。 2 町長等は、前項の手続により提出された町民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町長等の考え方を公表しなければなりません。	(パブリックコメント) 第19条 町長等は、重要な計画の策定及び条例の策定等に際し、 <u>その計画、条例案等を公表し</u> 、広く町民の意見を聴く手続をとらなければなりません。 2 町長等は、前項の手続により提出された町民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町長等の考え方を公表しなければなりません。
(情報公開) 第20条 町長等は、町政に関する情報を速やかに、かつ、分かりやすく公開し、又は提供しなければなりません。	(情報公開) 第20条 町長等は、町政に関する情報を、 <u>別に定める条例により</u> 、町民に速やかに分かりやすく公開し、又は提供しなければなりません。
(個人情報保護) 第21条 町長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。	(個人情報保護) 第21条 町長等は、個人の権利利益を保護するため、 <u>別に定める条例により</u> 、個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。

原 案	会長素案
<p>第6章 住民投票</p> <p>(住民投票) 第22条 町長等は、町政の重要事項について、広く町民の意思を把握する必要があると認めるときは、当該重要事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 町長等は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに町民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければなりません。</p> <p>3 議会及び町長等は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>第6章 住民投票</p> <p>(住民投票) ①個別設置型 第22条 町長は、町政に関わる重要事項について、<u>直接住民の意思</u>を把握する必要があると認めるときは、<u>議会の議決を経て</u>、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 町長は、住民投票を実施する際、住民投票の争点を明らかにするとともに<u>住民が、対象となる争点について判断するために必要な情報を提供しなければなりません。</u></p> <p>3 <u>議会及び町長は</u>、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>②常設型 第22条 町長は、町政に関わる重要事項について、<u>直接住民の意思を確認するため</u>、<u>住民、議会又は町長の発議に基づき</u>、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 <u>議会及び町長は</u>、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>
<p>第7章 地域コミュニティ</p> <p>(地域コミュニティ) 第23条 町民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域コミュニティ（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会その他共通な目的を持ち、地域の安全、環境その他の課題の解決に向けて取り組む団体をいいます。次項において同じです。）をまちづくりの担い手として認識し、これを守り育てるよう努めなければなりません。</p> <p>2 町長等は、地域コミュニティの役割及び自主性を尊重し、前項に規定する課題を解決するための活動を支援するよう努めなければなりません。</p>	<p>第7章 町民による地域の活動</p> <p>(地域活動) 第23条 町民は、<u>地域における良好な生活の維持及び向上のため</u>、<u>地域活動（町民の地縁的なつながりに基づいて行われるまちづくりの活動）の役割と必要性を認識し、その活動への参加を通じてより良い地域社会の形成に努めます。</u></p> <p>2 <u>自治会は、地域活動の担い手として、その自治会の区域で活動する町民間の交流及び親睦、さらには身近な生活に関する課題にも取り組むように努めます。</u></p> <p>(町民活動) 第24条 町民は、<u>より魅力的で活力のあるまちづくりを進めるため</u>、<u>町民活動（特定の分野に関し町民の関心又は問題意識に基づいて自発的に行われるまちづくりの活動）への参加を通じて町民による自治を推進するよう努めます。</u></p> <p>(町の支援) 第25条 町長等は、<u>地域活動や町民活動の円滑化並びに活性化を図るため</u>、<u>個人や団体に対してその活動の実情に応じた支援を行うように努めます。</u></p>
<p>第8章 国及び他の自治体との関係</p> <p>(国及び他の自治体との関係) 第24条 町は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、自治の発展のため適切な関係を構築しなければなりません。</p> <p>2 町は、共通課題又は広域的課題の解決を図るため、他の自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めなければなりません。</p>	<p>第8章 国及び自治体との関係</p> <p>(国及び他の自治体との関係) 第26条 町は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、自治の発展のため適切な関係を構築しなければなりません。</p> <p>2 町は、共通課題又は広域的課題の解決を図るため、他の自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めなければなりません。</p>
	<p>第9章 条例の見直し</p> <p>(条例の見直し) 第27条 町長は、<u>条例の内容が社会情勢の変化等に適合したものであるかどうかについて定期的に検証し、その結果に基づき必要な見直しを行わなければなりません。</u></p>